

# 岐阜県公報

## 目次

### 選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数 (選挙管理委員会) ページ  
 岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙において選挙運動に  
 関し支出することができる金額の制限額 (同) 二

### 選挙管理委員会告示

#### 岐阜県選挙管理委員会告示第七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十二年七月三十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 平成22年7月29日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,693,899人
- 2 総数の50分の1の数 33,878人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合）あつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 348,984人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数 (人)	3分の1の数 (人)
岐阜市	336,149	112,050

大垣市	145,386	48,462	<p>岐阜県選挙管理委員会公告第七十四号 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による平成二十二年八月八日執行の岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙において選挙運動に關し支出することができる金額の制限額は、候補者一人につき次のとおりである。</p> <p>平成二十二年七月三十日</p> <p>岐阜県選挙管理委員会 委員長 大 松 利 幸</p> <p>七、六六八、七 円</p>
高山市	77,339	25,780	
多治見市	93,732	31,244	
関市	74,167	24,723	
中津川市	68,001	22,667	
美濃市	19,230	6,410	
瑞浪市	32,421	10,807	
羽島市	54,579	18,193	
恵那市	44,977	14,993	
美濃加茂市	39,683	13,228	
土岐市	50,290	16,764	
各務原市	117,806	39,269	
可児市	93,350	31,117	
山県市	24,638	8,213	
瑞穂市	38,883	12,961	
飛騨市	23,067	7,689	
本巣市	42,587	14,196	
郡上市	38,388	12,796	
下呂市	30,647	10,216	
海津市	31,811	10,604	
羽島郡	36,409	12,137	

養老郡	26,454	8,818
不破郡	29,634	9,878
安八郡	19,964	6,655
揖斐郡	58,901	19,634
加茂郡	45,406	15,136

岐阜県選挙管理委員会公告第七十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による平成二十二年八月八日執行の岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙において選挙運動に關し支出することができる金額の制限額は、候補者一人につき次のとおりである。

平成二十二年七月三十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

七、六六八、七 円